

美郷町定住ポイント事業実施要綱

(目的)

第1条 定住を促進することで、人口の減少を抑制し、地域経済の活性化を図るため、定住ポイント事業を実施することとする。その実施にあたり必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2条 定住ポイント事業は、次条で定める対象者にポイントを付与し、当該ポイントを町が発行する定住ポイント券等（第8条第1項で定める内容をいう。以下同じ。）に交換するものとする。

(ポイント付与対象者)

第3条 ポイントを付与する対象者は、平成26年4月1日から平成31年3月31日の間で、当該各号に定めるところに該当した者とする。

(1) 転入ポイント 町へ転入した40歳以下の者（過去に町から転出している者は、転入日が転出日から起算して5年以上経過していること。）

(2) 就職ポイント

ア 第1号に該当し、町内外で就職した者

イ 町内に住所を有し、新規卒業等の後1年以内に、町内外で就職した者（就学のため、住所を異動した者で、町内に住所を戻したものを含む。）

(3) 結婚ポイント 婚姻した者で、その夫婦の両方又はどちらか一方が、町内に住所を有し、かつ40歳以下であるもの（町外に住所を有する者については、本町に住所を移した日をもって対象者とする。）

(4) 誕生ポイント 町内に住所を有し、出生届けを提出した者（出生した子どもを養育している父又は母に対し、子ども1人につき付与する。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認めた者

(付与するポイント数、付与の条件)

第4条 対象者に付与するポイント数は、別表第1のとおりとする。

2 対象者1人につき、前条各号に該当するごとにポイントを付与し（前条第2号及び第3号のポイントの付与は、1人につき1度）、付与するポイント合計に上限は定めない。

3 ポイントを付与する条件は、前条各号の対象者が、当該各号に定める事由に該当したごとに、その該当したときから5年以内に他市町村に転出しないこととする。

(ポイントの付与、有効期限等)

第5条 ポイントの付与を希望する者は、次に定めるところにより、ポイントカードの交付を受けなければならない。

(1) 定住ポイントカード交付申請書(様式第1号)その他町長が必要と認める書類(前条第3項の条件を宣言する旨を記載した書類等を含む。)を添え、町長に提出するものとする。この場合において、既にポイントカードの交付を受けている者は、当該ポイントカードを申請書に添付するものとする。

(2) 交付の申請は、第3条各号の対象者が行うものとする。ただし、ポイント付与対象者が18歳未満の場合は、原則としてその父又は母が行うものとする。

(3) 交付の申請の期限は、平成31年4月10日までとする。

2 町長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、定住ポイントカード交付決定通知書により申請者に通知し、ポイントカードを交付するものとする。

3 交付されたポイントカードは、申請者の責任において、注意をもって管理するものとする。

4 ポイント及びポイントカードは、当該付与又は交付された者以外に譲渡することはできない。

5 ポイント及びポイントカードの有効期限は、第1項第3号の期限までとする。この有効期限後は、すべて無効とし、第7条で定める定住ポイント券等の交換はできない。

(ポイントの取り消し等)

第6条 町長は、次の各号に該当する場合は、付与したポイントを取り消すものとする。

(1) 対象者が、第4条第3項の条件に該当しなくなったとき。

(2) 対象者が、第3条各号の事由について、虚偽の届け出をしたとき。

(3) 対象者が、ポイントカードを不正に利用したとき。

2 前項各号に該当した場合のポイントの取消しは、別表第2により算定したポイントとする。

(定住ポイント券等の交換)

第7条 ポイントカードの所有者が、付与されたポイントを定住ポイント券等に交換しようとするときは、次に定めるところにより、交換しなければならない

(1) 定住ポイント券等交換申請書(様式第2号)にポイントカードを添え、町長に提出するものとする。

(2) 交換をする場所は、町長が指定する場所とする。

(3) 交換の期限は、第5条第1項第3号の期限とする。

2 前項の交換は、当該交換時に町税その他町の公共料金の滞納が無いことを条件とする。

(定住ポイント券等の単位、利用等)

第8条 交換する定住ポイント券等は、1ポイントにつき、1枚の額面1,000円の定住ポイント券8枚及び1枚の額面2,000円のプリペイドカード1枚を1組として、1組単位で発行する。

2 定住ポイント券の利用については、次に掲げるとおりとする。

(1) 定住ポイント券の利用期限は、発行日から6月間とし、利用期限を過ぎた券は無効とする。ただし、その発行日が、平成31年4月1日から同年4月10日の間である場合は、その利用期限は、同年9月30日までとする。

(2) 定住ポイント券の利用先は、次のとおりとする。

ア 定住ポイント券協賛店 事業者、商店等は、町内に店舗、事業所等があり、一般消費者に便益を与えられるすべての事業者、商店等であって、町商工会へ届け出た事業者、商店等

イ 町の公共料金(住宅料、保育料並びに上下水道料及びこれらの料金の督促手数料をいう。)

(3) 定住ポイント券は、換金することができない。

(4) 定住ポイント券の利用は、1枚の額面以上の商品、サービス等を購

入、利用等する場合に利用できるものとする。ただし、利用者が商品券の1枚の額面とその額面未満の購入、利用等の額との差額を放棄する場合はこの限りでない。

(5) 1度利用した定住ポイント券は、再利用することはできない。

(定住ポイント券等の返還)

第9条 町長は、定住ポイント券等の交換者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交換者に対し、既に交付した定住ポイント券等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第6条各号に該当したとき。

(2) 前号に定めるもののほか、町長が返還が相当と認める事由があったとき。

2 町長は、定住ポイント券等の返還を命ずるときは、別表第2により返還すべき定住ポイント券等の額を算定するものとする。

3 返還を命ぜられた者が、定住ポイント券等を返還することができないとき(使用したプリペイドカードを含む。)、当該相当額の現金を返還しなければならない。

(定住ポイント券の精算)

第10条 町は、定住ポイント券の利用に係る精算業務を定住ポイント券協賛店に委託する。

2 精算は、定住ポイント券協賛店において随時に計算・集計し、定住ポイント券精算書により、町へ請求するものとする。

3 町は、定住ポイント券協賛店から請求のあった金額を、指定された口座に振り込むものとする。

(登録台帳の調整等)

第11条 町長は、事業に係る帳簿、証拠書類その他必要な事項を記録するための登録台帳を調整しなければならない。

2 前項の登録台帳等は、事業の終了年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第7条から第10条までの規定は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行にあたり、第3条第1号の適用について、第3条本文中「平成26年4月1日」は、「平成26年3月20日」と読み替える。

(告示の失効等)

- 3 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条第2項(平成31年9月30日まで)、第9条(同条で引用する第6条及び第6条で引用する第4条第3項を含む。)、第10条(平成31年12月28日まで)及び第11条の規定は、なおその効力を有する。

別表第1 (第4条関係)

区分	ポイントの付与事由	付与するポイント
転入ポイント	第3条第1号の者 1人につき	5
就職ポイント (町内)	第3条第2号ア又はイに該当し、町内で就職した者 1人につき	20
就職ポイント (町外)	第3条第2号ア又はイに該当し、町外で就職した者 1人につき	10
結婚ポイント	第3条第3号の者 1人につき	15
誕生ポイント	第3条第4号の者 1人につき	30

備考

第3条第2号の「新規卒業等」とは、中学校、高等学校、専門学校、短期大学、大学等の新規卒業業者又は休退学者をいう。

別表第2 (第6条、第9条関係)

該当する事由及び期間	取り消すポイント又は返還すべ
------------	----------------

	き定住ポイント券等（相当額）の算定
第6条第1項第1号又は第9条第1項第1号に該当したときが 経過年数が1年未満のとき	全て
同 1年以上2年未満のとき	8割
同 2年以上3年未満のとき	6割
同 3年以上4年未満のとき	4割
同 4年以上5年未満のとき	2割
第6条第1項第2号若しくは第3号又は第9条第1項第2号に該当したとき	町長が適当と認めるポイント・額

備考

ポイントの取消し及び定住ポイント券等の返還が混在する場合は、その返還すべき定住ポイント券等をポイントに換算し、その両ポイントの合計に対し、返還すべき定住ポイント券等（相当額）を算定するものとする。